

平成23年3月17日

農林水産大臣 鹿野道彦 殿

社団法人日本農業法人協会
会長 松岡義博



東北地方太平洋沖地震に関する緊急要望

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多数の死傷者がでるとともに、農業関係においても農作物、農業用施設等に未曾有の甚大な被害が生じました。

このような事態に対処するため、関係農業経営者、市町村・県、関係機関・団体等は対策に全力を挙げています。

つきましては、行方不明者の捜索・救援はもちろんのこと、被災した農業法人を含む農業者が一日も早く経営を再開し、その安定が図られるよう、国においては当面、下記対策を緊急に講じられるよう要望いたします。

記

1. 行方不明者の捜索・救援。
2. 避難者等に対する食料及び衣類・燃料等の十分な供給と電気・水道・ガス管のライフラインの早期回復。
3. 被災農業者の早期の経営再開に向けた燃料・肥料・飼料等の供給と被災農地・農業用施設の復旧支援。
4. 農業生産物を消費地に届けるための高速道路や鉄道等物流インフラの復元と運送用燃料の優先的確保。
5. 被災した農業法人が受入れている外国人技能実習生の他農業法人への実習先変更等柔軟な対応。
6. 大気及び土壌の放射能汚染と食品や人体への影響に関する情報を適切な形で情報開示すること。
7. 天災融資法の早期発動。
8. 農林業関係災害復旧事業の予算確保及び早期採択を講じること。
9. 日本政策金融公庫農林水産事業資金（災害）の超低利融資枠の確保と貸付限度額の引き上げ等の資金支援を講じること。
10. 日本政策金融公庫資金等各種制度資金及び民間金融機関の既存貸付にかかる償還期限の延長や金利の減免等償還条件を緩和すること。
11. 農業共済金の早期かつ円滑な支払いとともに、このための再保険金の早期支払い措置を講じること。
12. 農業課税にあたっては、災害の実態に応じ、法人税、所得税・都道府県民税・市町村民税の減免および徴収猶予の措置を講じること。
13. 風評被害について、食品の製造業及び流通業に対し適切な指導を行うこと。